

景観法に基づく広域景観計画の役割と運用実態 その1

正会員 ○姫野 由香\* 同 佐藤 誠治\*\*  
同 松本 彩花\*\*\* 同 牛 苗\*\*\*

景観法 景観計画  
広域景観 景観行政団体

1 研究の背景と目的

2005年6月に景観法が本格的に施行され、強制力を伴う景観形成を推進することが可能となった。景観法では主に1) 地域に応じた独自の景観政策を推進すること、2) 市町村域を超えた広域景観の形成を図ることなどへの活用が考えられる。1) の場合、施行以前から自主的に景観形成を推進してきた自治体は比較的問題が少ないが、市町村合併の影響もあり、新規に景観計画を策定する自治体は策定自体が困難なこともある。また2) では、市町村域を超えた景観の保全が求められる場合には、関係する団体が協力し調整する必要があるが、温度差がある等により困難なこともある。その結果、景観行政団体となった自治体の景観行政の指導・支援、または広域的見地から自治体間の調整や誘導など、今後は広域景観形成における都道府県行政の役割は一層大きくなると考えられる。

そこで本研究では、広域景観における景観法の運用手段及び制度導入の背景と課題を明らかにし、今後の広域景観形成の推進に寄与することを目的とする。

まず、本報その1では都道府県が市町村域を超えて策定した景観計画(以下、広域景観計画とする)の20件<sup>注1)</sup>を対象とした。それらの関連統計データや景観計画を収集し、都道府県による景観計画の策定状況、区域の設定、景観形成基準などの計画内容の傾向を明らかにする。

2 全国の景観計画策定状況

全国では558の自治体が景観行政団体となっており、338件の景観計画が策定されている。双方は増加しているが、依然として差は埋まらず<sup>注2)</sup> 1)、自治体の景

観計画策定に関する取組みに何らかの課題があることが推察できる。そこで全国の景観計画の策定状況を地方別に整理し、景観行政団体移行率と景観計画策定率<sup>注3)</sup>を図1に示した。都道府県と市町村の景観計画策定率を比較すると、都道府県の計画策定率が低い関東・北陸・中

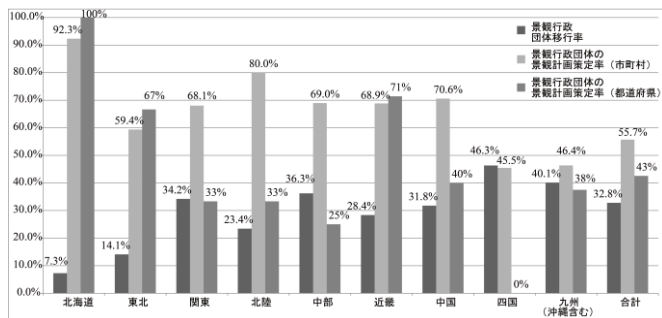


図1 景観行政団体移行率と景観行政団体の景観計画策定率

部・中国・四国で大きな差が見られ、広域景観計画よりも、市区町村が積極的に景観計画を策定している傾向がわかる。

3 全国の広域景観計画の運用実態

3-1 広域景観計画の策定区域

20事例から景観計画策定区域と重点地区<sup>注4)</sup>の関係を明らかにした(図2)。都道府県全域を景観計画区域と定めるのは85%(17/20件)、残りの15%(3/20件)は部分的に定めている。また、重点地区を設定しているのは、80%(16/20件)、設定していないのは20%(4/20件)と少ない。これは、積極的に景観形成を推進している都道府県が多いと考えられる。さらに、広域景観計画を策定していない景観行政団体を含め、6タイプに分類した(図2)。タイプVIが57%と最も多く、次いでタイプIが26%であった。タイプVIを除く地方別にみるとタイプIが最も多い。

3-2 届出対象行為

広域景観計画において、各都道府県では如何なる行為を届出対象とするのか都道府県別と行為別に集計した(表1)。必須届出対象行為<sup>注5)</sup>のみを採用しているのは、北海道、石川、大阪の3件であった。また、届出対象行為別では土地の形質の変更が75%(15件/20件)と最も多いが、さんごの採取及び火入れを採用している都道府県は確認できなかった。これらにより届出対象行為は、13の組み合わせが存在し、各都道府県は地域に必要な届出対象行為を組み合わせ採用していることがわかる。

3-3 景観形成基準

広域景観計画では、各都道府県対して如何なる基準(以下、景観形成基準)を用いて景観形成を推進してい

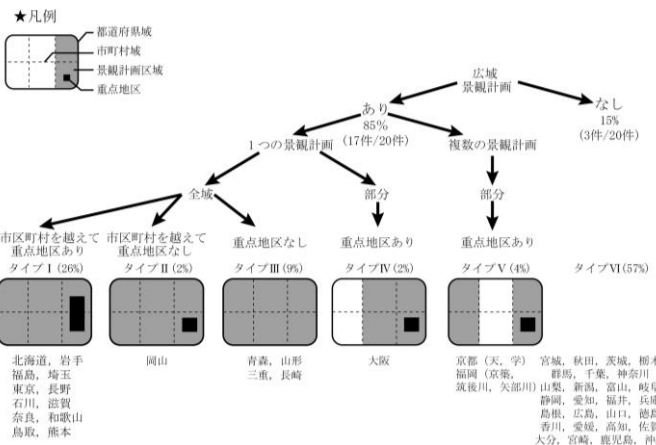


図2 景観計画策定区域と重点地区の関係図

るのか調査した。表 2 では必須・選択届出対象行為について、高さ・規模、位置・配置等の項目を集計し、都道府県における届出対象行為の各項目の設定状況を整理した。各基準を数値基準で具体的に表現した定量的基準■、文言で表現した抽象的な定性的基準○、それら両方を併用した定量・定性的基準△に分類した。さらに定性的基準は具体的な基準と抽象的基準に分類した。

表 2 より、建築物・工作物の形態意匠・素材では、具体的な定性的基準が多くみられた。これは、基準の捉え方に幅を持たせることを意図したものと考えられる。また、具体的な定性的基準を最も多く用いているのは福島で 62% (8/13 項目)、次いで青森で 43% (6/14 項目)、その他の都道府県は 30%前後である。

また、建築物の色彩 (100%) は全ての計画で設定されていた。次いで、位置・配置 (95%)、形態意匠 (95%)、外構 (95%) そして高さ・規模 (90%) と続く。工作物についても数値は少しずつ違うが、類似傾向である。また、建築物・工作物の色彩は、定量的基準 (5%)、定量・定性的基準 (50~60%) となっており、定量的基準は全てがマンセル値によるものである。ただし、この数値の根拠について具体的に示しているものではなく、「けばけばしい」「落ち着いた色調」「調和した色彩」等の記述がみられた。その他にも、使用する色の数についての記述 (5 事例) もみられた。

建築物・工作物の高さ・規模は定性的基準 (60~70%)、定量的・定性的基準 (15~20%) となっており、定量的基準のみで示されたものはみられなかった。主に「スカイライン

を損なわない、突出しない高さ」「山の稜線を切らない、分断しない高さ」等の記述がみられ、その多くがスカイラインへの影響を制御するものであった。

建築物・工作物の位置・配置は定性的基準 (65%)、定量的・定性的基準 (25~30%) であり、定量的基準のみで示されたものはなかった。主に「周辺環境」「眺望の保全」「自然景観の保全」等を対象としている事例に分けることができる。

建築物・工作物の形態意匠は定性的基準 (85%)、定量的・定性的基準 (5~10%) であり、定量的基準のみで示されたものはみられなかった。主に「周辺環境と調和した」「伝統的な意匠、伝統的建築物に類した形態」等の記述がみられた。また、5 事例と少ないが屋根素材 (瓦)・勾配 (陸屋根を避ける) についての記述もみられた。建築物・工作物の素材は定性的基準 (65~75%) となっており、定量的基準で示されたものはみられなかった。主に「自然素材」「伝統的素材、地域の優れた景観を特徴づける素材」等の記述である。また、「周辺の景観と調和するような素材」のような曖昧な表現が 6 事例みられた。つまり、全ての項目で定性的基準が多く用いられていた。このことから、景観計画が緩やかな規制・誘導手法として活用されていることがわかる。

#### 4 総括

本研究では、【都道府県行政の役割】に着目し、主に策定されている広域景観計画の傾向を明らかにしたが、景観形成等の取組みに関して際だった地域性や基準は見当たらなかった。また、景観計画の策定が良好な景観形成を推進の全てではない。今後は、策定していない都道府県において如何なる手段により景観形成が制御されているのかについても、研究を進める必要があると考える。

#### 【補注】

- 注 1) 国土交通省都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室 1) による景観計画、景観行政団体一覧に掲載されている都道府県が策定した景観計画を対象としている。但し、京都府の計画 2 件と福岡県の計画 3 件はそれぞれ 1 件として集計し計 20 件とした。
- 注 2) 景観行政団体数及び景観計画策定団体数の推移 (その 2: 注 1) の図を参照)
- 注 3) 景観行政団体移行率 (景観行政団体数/全国の自治体数)、景観行政団体の景観計画策定率 (景観計画策定数/景観行政団体数)
- 注 4) 「良好な景観形成を推進していく上で、特に重点的に (重要と認められる) 規制誘導及び保全を図る地域、地区のことを指す。」
- 注 5) 景観計画区域内において届出を行う行為を明確にする必要があり、景観法では建築物の建築等、工作物の建設等及び開発行為を必須届出対象行為としているが、景観行政団体は必要に応じて、条例でその他の届出対象行為を定めることができる

#### 【参考文献】

- 1) 国土交通省都市・地域整備局都市計画課景観室 HP (2012 年 5 月 1 日現在) ([http://www.mlit.go.jp/crd/townscape/database/Landscape\\_Index.htm](http://www.mlit.go.jp/crd/townscape/database/Landscape_Index.htm))
- 2) 20 の広域景観行政団体の景観に関する HP (北海道、青森、岩手、山形、福島、埼玉、東京、長野、石川、三重、滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山、鳥取、岡山、福岡、長崎、熊本)
- 3) 坂東義雄・浅野聡・今井正次: 「総合展開型」の都道府県景観条例における景観施策の運用状況と役割に関する研究 - 景観条例を中心とした都道府県の景観施策現状その 1 - 日本建築学会計画系論文集 第 597 号, pp. 109-118, 2005. 11
- 4) 小浦久子: 景観法における景観計画の構成と運用実態に関する研究 - 初期に策定された景観計画を事例として - 日本都市計画学会都市計画論文集 No. 43-3, pp. 211-216, 2008
- 5) 松井大輔・岡崎篤行: 自主条例から移行した法定景観計画における制度内容の進展状況と課題 - 全国における景観計画の運用実態に着目して - 日本都市計画学会都市計画論文集 No. 44-3, pp. 7-12, 2009
- 6) 宇津可奈子・小浦久子: 景観計画の類型化と運用に関する研究 - 平成 18 年度末までに策定された景観計画の分析より - 日本建築学会近畿支部研究報告集 7023, pp. 453-456, 2010

表 1 全国の都道府県別届出対象行為について

| 地方    | 都道府県  | 届出対象行為 |     |      |       |      |    |       |    |     |    |    |    |     |  |
|-------|-------|--------|-----|------|-------|------|----|-------|----|-----|----|----|----|-----|--|
|       |       | 必須     |     |      |       | 選択可能 |    |       |    |     |    |    |    |     |  |
|       |       | 建築物    | 工作物 | 開発行為 | 土地の囲壁 | 土石   | 緑物 | 土地の形質 | 木材 | さんご | 堆積 | 水面 | 照明 | 火入れ |  |
| 北海道   | 北海道   | ●      | ●   | ●    |       | ●    | ●  | ●     |    |     |    | ●  | ●  |     |  |
|       | 青森    | ●      | ●   | ●    |       | ●    | ●  | ●     |    |     |    | ●  | ●  |     |  |
|       | 岩手    | ●      | ●   | ●    |       | ●    | ●  | ●     |    |     |    | ●  | ●  |     |  |
| 東北    | 山形    | ●      | ●   | ●    |       | ●    | ●  | ●     |    |     |    | ●  | ●  |     |  |
|       | 福島    | ●      | ●   | ●    |       | ●    | ●  | ●     |    |     |    | ●  | ●  |     |  |
|       | 埼玉    | ●      | ●   | ●    |       | ●    | ●  | ●     |    |     |    | ●  | ●  |     |  |
| 関東    | 東京    | ●      | ●   | ●    |       | ●    | ●  | ●     |    |     |    | ●  | ●  |     |  |
|       | 長野    | ●      | ●   | ●    |       | ●    | ●  | ●     |    |     |    | ●  | ●  |     |  |
|       | 石川    | ●      | ●   | ●    |       | ●    | ●  | ●     |    |     |    | ●  | ●  |     |  |
| 北陸    | 三重    | ●      | ●   | ●    |       | ●    | ●  | ●     |    |     |    | ●  | ●  |     |  |
| 中部    | 滋賀    | ●      | ●   | ●    |       | ●    | ●  | ●     |    |     |    | ●  | ●  |     |  |
|       | 京都    | ●      | ●   | ●    |       | ●    | ●  | ●     |    |     |    | ●  | ●  |     |  |
| 近畿    | 大阪    | ●      | ●   | ●    |       | ●    | ●  | ●     |    |     |    | ●  | ●  |     |  |
|       | 奈良    | ●      | ●   | ●    |       | ●    | ●  | ●     |    |     |    | ●  | ●  |     |  |
|       | 和歌山   | ●      | ●   | ●    |       | ●    | ●  | ●     |    |     |    | ●  | ●  |     |  |
| 中国    | 鳥取    | ●      | ●   | ●    |       | ●    | ●  | ●     |    |     |    | ●  | ●  |     |  |
|       | 岡山    | ●      | ●   | ●    |       | ●    | ●  | ●     |    |     |    | ●  | ●  |     |  |
|       | 福岡    | ●      | ●   | ●    |       | ●    | ●  | ●     |    |     |    | ●  | ●  |     |  |
| 九州    | 長崎    | ●      | ●   | ●    |       | ●    | ●  | ●     |    |     |    | ●  | ●  |     |  |
|       | 福岡(筑) | ●      | ●   | ●    |       | ●    | ●  | ●     |    |     |    | ●  | ●  |     |  |
|       | 熊本    | ●      | ●   | ●    |       | ●    | ●  | ●     |    |     |    | ●  | ●  |     |  |
| 割合(%) |       | 100    | 100 | 100  | 60    | 70   | 65 | 75    | 35 | 0   | 70 | 45 | 15 | 0   |  |

表 2 全国の都道府県別景観形成基準について

| 地方  | 都道府県     | 建築物  |      |      |    |    |      |      |     |      |      | 工作物  |    |    |      |      |     |  |  |  |  |
|-----|----------|------|------|------|----|----|------|------|-----|------|------|------|----|----|------|------|-----|--|--|--|--|
|     |          | 高さ規模 | 位置配置 | 形態意匠 | 素材 | 色彩 | 眺望景観 | 外構緑化 | その他 | 高さ規模 | 位置配置 | 形態意匠 | 素材 | 色彩 | 眺望景観 | 外構緑化 | その他 |  |  |  |  |
| 北海道 | 北海道      | ○    | ○    | ○    | ○  | ○  | ○    | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    | ○  | ○  | ○    | ○    | ○   |  |  |  |  |
|     | 青森       | ●    | ●    | ●    | ○  | ○  | ○    | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    | ○  | ○  | ○    | ○    | ○   |  |  |  |  |
|     | 岩手       | ▲    | ▲    | ▲    | ○  | ○  | ○    | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    | ○  | ○  | ○    | ○    | ○   |  |  |  |  |
| 東北  | 山形       | ○    | ○    | ○    | ○  | ○  | ○    | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    | ○  | ○  | ○    | ○    | ○   |  |  |  |  |
|     | 福島       | ●    | ●    | ●    | ○  | ○  | ○    | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    | ○  | ○  | ○    | ○    | ○   |  |  |  |  |
|     | 埼玉       | ○    | ○    | ○    | ○  | ○  | ○    | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    | ○  | ○  | ○    | ○    | ○   |  |  |  |  |
| 関東  | 東京       | ○    | ○    | ○    | ○  | ○  | ○    | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    | ○  | ○  | ○    | ○    | ○   |  |  |  |  |
|     | 長野       | ○    | ○    | ○    | ○  | ○  | ○    | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    | ○  | ○  | ○    | ○    | ○   |  |  |  |  |
| 北陸  | 石川       | ○    | ○    | ○    | ○  | ○  | ○    | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    | ○  | ○  | ○    | ○    | ○   |  |  |  |  |
| 中部  | 三重       | ○    | ○    | ○    | ○  | ○  | ○    | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    | ○  | ○  | ○    | ○    | ○   |  |  |  |  |
|     | 滋賀       | ○    | ○    | ○    | ○  | ○  | ○    | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    | ○  | ○  | ○    | ○    | ○   |  |  |  |  |
| 近畿  | 京都       | ○    | ○    | ○    | ○  | ○  | ○    | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    | ○  | ○  | ○    | ○    | ○   |  |  |  |  |
|     | 大阪       | ○    | ○    | ○    | ○  | ○  | ○    | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    | ○  | ○  | ○    | ○    | ○   |  |  |  |  |
|     | 奈良       | ○    | ○    | ○    | ○  | ○  | ○    | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    | ○  | ○  | ○    | ○    | ○   |  |  |  |  |
|     | 和歌山      | ○    | ○    | ○    | ○  | ○  | ○    | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    | ○  | ○  | ○    | ○    | ○   |  |  |  |  |
| 中国  | 鳥取       | ○    | ○    | ○    | ○  | ○  | ○    | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    | ○  | ○  | ○    | ○    | ○   |  |  |  |  |
|     | 岡山       | ○    | ○    | ○    | ○  | ○  | ○    | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    | ○  | ○  | ○    | ○    | ○   |  |  |  |  |
|     | 福岡       | ○    | ○    | ○    | ○  | ○  | ○    | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    | ○  | ○  | ○    | ○    | ○   |  |  |  |  |
| 九州  | 長崎       | ○    | ○    | ○    | ○  | ○  | ○    | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    | ○  | ○  | ○    | ○    | ○   |  |  |  |  |
|     | 福岡(筑)    | ○    | ○    | ○    | ○  | ○  | ○    | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    | ○  | ○  | ○    | ○    | ○   |  |  |  |  |
|     | 熊本       | ○    | ○    | ○    | ○  | ○  | ○    | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    | ○  | ○  | ○    | ○    | ○   |  |  |  |  |
| ■   | 定量的基準    | 0    | 0    | 0    | 0  | 5  | 0    | 0    | 0   | 0    | 0    | 0    | 5  | 0  | 0    | 0    | 0   |  |  |  |  |
| ○●  | 定性的基準    | 70   | 65   | 85   | 75 | 35 | 10   | 75   | 65  | 60   | 65   | 85   | 65 | 40 | 5    | 70   | 55  |  |  |  |  |
| △▲  | 定量・定性的基準 | 20   | 30   | 10   | 0  | 60 | 0    | 20   | 0   | 15   | 25   | 5    | 0  | 50 | 0    | 15   | 0   |  |  |  |  |

\*大分大学工学部福祉環境工学科・助教 博士 (工学)

\*\*大分大学工学部福祉環境工学科・教授 工学博士

\*\*\*大分大学大学院工学研究科博士前期課程

\* Research Associate, Dept. of Architecture, Faculty of Eng., Oita University, Dr. Eng.

\*\* Prof., Dept. of Architecture, Faculty of Eng., Oita University, Dr. Eng.

\*\*\* Graduate Student, Oita University